

前橋市監査委員公表第8号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年8月25日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年7月30日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体:公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 施設の管理状況について（指摘事項）</p> <p>(1) 施設の修繕について 城東町立体駐車場において、3階車路に設置された建物外への転落防止柵の破損箇所をロープで応急処置していたが、設置したロープだけでは容易に破損箇所から出入りできるなど、転落防止措置が不十分な状態であった。 公の施設の管理に関する基本協定書第5条第1項、第7条第1項第2号及び第12条並びに指定管理業務仕様書の規定にのっとり、安心して利用できる施設管理を行なうため、必要な修繕を適正に実施するよう改善されたい。</p> <p>(2) 駐車場管理建築物について 駒形駅南口第一駐車場において、駐車場管理建築物（鉄製、高さ約2m、延べ面積約1㎡）が設置されているが、構造上の安全が保たれているとは言い難い状況であった。 公の施設の管理に関する協定書第3条第2項、第6条及び第7条、指定管理業務仕様書の規定にのっとり、建築物の撤去を含め市所管課と協議を行い、早急に改善の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 駐輪場施設の管理について 新前橋駅東口自転車駐車場において、地下に設置している駐輪場からの排煙用の窓6か所のうち、5か所が開閉不能だった。 市所管課と協議を行い、建築基準法第35条に適合するよう速やかに修繕を行われたい。また、公の施設の管理に関する協定書第3条第2項及び第6条の規定にのっとり、適正な管理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 施設の効果的な活用について（要望事項） 5番街立体駐車場において、屋上が混雑時のみ利用され、通常時は使われていない状況が見受けられるなど、施設の効用を最大限に発揮されているとは言い難い状況であった。 他方、千代田町二丁目立体駐車場において</p>	<p>城東町立体駐車場における転落防止柵の破損については、5月18日から5月24日までの施工期間で修繕を実施した。 今後においては、公の施設の管理に関する基本協定書及び指定管理業務仕様書の規定にのっとり、必要な修繕を適正に実施するよう改善することを決定した。</p> <p>駒形駅南口第一駐車場における管理建築物については、6月23日から6月30日までの施工期間で撤去を実施した。</p> <p>新前橋駅東口自転車駐車場における排煙用の窓について、見積書を徴収した結果修理費が高額となり、公社の修繕料では実施できないことから、道路管理課と協議を行い、前橋市へ依頼することを決定した。</p> <p>5番街立体駐車場等については、現在はコロナ禍により利用が大幅に減少している状況である。 この状況を踏まえ、過去の利用実績等を分析し、市民の一般利用の妨げにならないよう、</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>は、定期団体貸付による施設の効果的な活用が行われており、5番街立体駐車場等においても、施設の効果的な活用は可能であるものとする。</p> <p>公の施設の管理に関する協定書では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮することができるよう施設の管理を行うこととされていることから、指定管理者においては管理を行う施設の効用を最大限に発揮できるよう、市所管課等と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：にぎわい商業課】</p> <p>1 施設の効果的な活用について（要望事項）</p> <p>令和2年度の立体駐車場については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用台数及び利用料金は大幅な減少となっている。施設の所管課だけの努力のみでこうした状況を改善することは難しいが、少しずつでも施設の稼働率を向上させる取り組みは必要であるとする。</p> <p>5番街立体駐車場において、屋上が混雑時のみ利用され、通常時は使われていない状況が見受けられるなど、施設の効用を最大限に発揮されているとは言い難い状況であった。</p> <p>他方、千代田町二丁目立体駐車場においては、定期団体貸付による施設の効果的な活用が行われており、5番街立体駐車場等においても、施設の効果的な活用は可能であるものとする。</p> <p>公の施設の管理に関する協定書では、指定管理施設の所管課と指定管理者は施設の効用を最大限に発揮するよう相互に協調するとされていることから、所管課においては施設の効用を最大限に発揮できるよう、指定管理者や関係課等と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：道路管理課】</p> <p>1 施設の管理状況について（指摘事項）</p> <p>(1) 前橋大島駅南口駐車場の管理状況について</p> <p>前橋大島駅南口駐車場において、自走困難な状態の軽自動車1台が駐車している。当該車両は、平成24年7月に駐車場に入庫していることを指定管理者が確認してお</p>	<p>目的外使用も含めた効果的な活用について、市所管課と連携しながら検討していくことを決定した。</p> <p>5番街立体駐車場の屋上階については、新型コロナウイルスの影響でほとんど使われていない状況であるが、今までとは異なる状況の中で、駐車場施設の効用を最大限発揮するにはどのような方策があるのか、市民の利便を図る目的に考慮しつつ、時限的な活用や、駐車場以外での活用なども視野に入れながら、指定管理者や関係課とともに検討していくことを決定した。</p> <p>令和3年6月中に、軽自動車検査協会あて所有者調査、所有者宅訪問、通知投函、所有者の実家訪問を実施した。</p> <p>7月6日に市と公社で立会い、所有者が車</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>り、指定管理者及び所管課は、車両の移動等に向けた働きかけをしていたが、現在まで駐車している。同一車両による長期間の占有は、市営駐車場条例第11条で禁止する、他の自動車の駐車を妨げること及びその他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすることに該当するため、料金精算や車両移動を求める手続を速やかに行われたい。</p> <p>また、当該市営駐車場の管理に関して、同条例で1日駐車又は時間駐車に係る利用期間制限の規定がないことから、長期利用発生時の事務処理の規定の整備など、駐車場の適切な利用に向けた管理方法を定めるよう改善されたい。</p> <p>(2) 駐輪場施設の管理について</p> <p>新前橋駅東口自転車駐車場において、地下に設置している駐輪場からの排煙用の窓6か所のうち、5か所が開閉不能だった。</p> <p>指定管理者と協議を行い、建築基準法第35条に適合するよう速やかに修繕を行われたい。また、公の施設の管理に関する協定書第3条第2項及び第6条の規定にのっとり、適正な管理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 施設の効果的な活用について（要望事項）</p> <p>令和2年度の駅前駐車場、自転車等駐車場については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用台数及び利用料金は大幅な減少となっている。施設の所管課だけの努力のみでこうした状況を改善することは難しいが、少しずつでも施設の稼働率を向上させる取り組みは必要であると考え。</p> <p>これまでも駐車枠を増やすなど指定管理者と協議しながら収入確保に取り組んでいるものと認識しているが、公の施設の管理に関する協定書では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮するよう施設の管理を行うこととされていることから、指定管理者や関係課等と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。</p>	<p>両を出庫した。精算金額については、法律に基づいた請求が必要となるため、法律相談を実施した。今後、相談結果に基づき金額を算出し、請求を行っていく。</p> <p>市営駐車場の適切な利用に向けた管理方法については、長期利用発生時の事務処理の規程（国土交通省の技術的助言に基づく駐車場管理規程例など）を参考に、令和3年度中に条例や規則の改正、規定などの整備を進める。</p> <p>公の施設の管理に関する協定書で規定した修繕料を上回ることから、指定管理者と協議して、設置者である道路管理課が補正予算の要求等を行い、速やかに修繕を実施するとともに今後の適正管理を徹底するよう改善することを決定した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用台数及び利用料金の減少は継続している。また少子化の進行で学生利用による駐輪場収入の伸びも期待が薄い。</p> <p>定期枠の拡大による安定的な収入の確保を、一時駐車枠とのバランスを取りながら、適宜見直し、稼働率の向上を図っていくことを決定した。</p> <p>また、ネーミングライツの契約者とも連携して、指定管理者等と施設の効果的な活用について話し合いを続けることを決定した。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年8月4日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市農業協同組合】</p> <p>1 月報の提出について（指摘事項） 富士見農産物加工施設において、月報の提出書類の一つである施設利用内訳書の記載数値を誤り、市所管課が再三の差替えの提出依頼をしたにもかかわらず、提出されていない状況であった。 公の施設の管理に関する協定書第19条、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 使用料の徴収について（指摘事項） 富士見農産物加工施設の使用料の徴収において、消費税改正前の旧使用料を徴収しているものが複数あった。 使用料の徴収においては、チェック体制を強化するなど、農産物加工施設の設置及び管理に関する条例第6条、公の施設の管理に関する協定書第4条、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>3 収支計画書等について（指摘事項） 富士見農産物加工施設の年度計画書の一つである令和2年度及び令和3年度の収支計画書において、前年度からの繰越金が収入予算に計上されていなかった。また、事業報告書である令和2年度の収支決算書においても、繰越金が収入予算に計上されないまま、当初の収支計画で予定していない事業などを実施していたため、決算額が予算額を大幅に上回っていたが、公の施設の管理に関する協定書第18条第2項に規定する年度計画書の変更の協議を行っていなかった。更に、令和元年度からの繰越金の一部を原資とする令和2年度に予定していた施設の床等の修繕を実施していなかった。 収支計画書は、前年度からの繰越金を適切に計上するほか、費用についても実施する事業を十分に精査し作成されたい。また、決算額が予算額を大幅に上回るような計画変更が</p>	<p>月報の提出については、市へ提出する前に、月報を作成する職員(担当)、内容を確認する職員(管理職)の計2名で十分精査できるよう、ダブルチェック体制を作り、数値に誤りがないように改善した。 また、市から報告内容の誤りについて指摘を受けた場合には、適正な数値に訂正した後、速やかに提出が行われたかを、担当以外の職員により最終確認する体制を作り、改善することを決定した。</p> <p>使用料の徴収については、正しく記載された現行料金表を窓口に掲示し、申請、料金徴収時には、申請者とともに必ず確認するように改善した。 また、窓口対応する職員、内容確認を行う職員の計2名で提出書類及び使用料金徴収の再確認を行い、徴収誤り等を防止することとした。</p> <p>収支計画書等については、次年度の収支計画書の策定に向けて、前年度決算額を確定させるため、予算執行に係る資料等整理を担当する職員と内容をチェックする職員とで確認を行い、適正に事業が実施できたかを確認することとし、次年度事業計画において、事業費の使途や目的が適正か否かを組合内で十分精査したうえで、繰越金を収支計画書に計上することとした。また、事業年度中に決算予定額が予算額を大幅に上回るような計画変更が見込まれる場合は、早期に市と協議し、その実施内容の妥当性の判断を仰いだうえで、適正な収支計画書となるよう変更し、適正な予算執行に努めていくことを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>見込まれる場合は、市所管課と変更協議を行い、適正な収支計画書となるよう見直すなど、公の施設の管理に関する協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な収支計画書の作成と予算執行に努められたい。</p> <p>【監査対象所属：農政課】</p> <p>1 収支計画書等について（指摘事項）</p> <p>富士見農産物加工施設の年度計画書の一つである令和2年度及び令和3年度の収支計画書において、前年度からの繰越金が収入予算に計上されていなかった。また、事業報告書である令和2年度の収支決算書においても、繰越金が収入予算に計上されないまま、当初の収支計画で予定していない事業を行っていたため、決算額が予算額を大幅に上回っていたが、公の施設の管理に関する協定書第18条第2項に規定する変更の協議を行っていなかった。更に、令和元年度からの繰越金の一部を原資とする令和2年度に予定していた施設の床等の修繕を実施していなかった。これらは、所管課が年度計画書及び令和元年度の事業報告書の確認が不十分なことによるものである。</p> <p>所管課として指定管理者から提出された、収支計画書、収支決算書の精査を十分に行い、適正な収支計画書に基づく予算執行となるよう指導や助言を行うなど、公の施設の管理に関する協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務執行となるよう改善されたい。</p> <p>2 仕様書の見直しについて（要望事項）</p> <p>富士見農産物加工施設の指定管理業務仕様書において、指定管理料の対象経費の区分が、不明瞭であり、指定管理者が行った支出事務の中に、施設管理に係る消耗品及び備品を「管理費」ではなく、「事務費」の事務関連経費から支出するなど、適切な経費区分からの支出であるか疑義があるものが見受けられた。所管課として、指定管理者が適正な支出事務を行えるよう、指定管理業務仕様書を見直されたい。</p>	<p>収支計画書等については、繰越金予定額、事業費支出の内容を把握するため、月例の各種報告書提出に併せて、出納簿と通帳の写しを提出してもらい、担当において、毎月執行状況等の確認を行うこととし、今年度分から開始した。</p> <p>また、今後、適正な内容の計画書が作成されるよう、指定管理者が収支計画書等を作成する前に案の聴取りを実施し、必要に応じて指導や助言を行うとともに、その内容の妥当性について判断するなど、指定管理者の計画書作成までの対応業務の見直しを決定した。</p> <p>さらに、事業年度中に決算予定額が予算額を大幅に上回るような予算執行が見込まれる場合は、早期に市へ協議させ、その実施内容の妥当性の判断を行ったうえで、適正な収支計画書となるよう計画変更を実施することとし、適正な予算執行への指導や確認に努めることを決定した。</p> <p>仕様書の見直しについては、指定管理料の対象経費の区分が用途に応じて明確になるよう、次期指定管理者選定における指定管理業務仕様書の見直しを行った。なお、現在の仕様書における対応については、支出区分が不明な場合は、適宜確認を行うよう、指定管理者と協議することを決定した。</p>